

## 第4章 計画の推進に向けて

---

### 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域住民や市町村、民間団体等の多様な主体に対して、広く周知・PRに努めつつ、連携を図りながら、施策展開を進めます。また、地域共生社会の実現に向けた新たな動きへの対応するために、国の施策動向を踏まえ、本計画の施策を展開していきます。

#### (1) 関係機関の連携によるオール大阪体制

- ◇ 本計画を効果的・効率的に推進していくため、庁内関係部局・室・課で構成する「大阪府地域福祉施策推進会議」の開催等を通じて、緊密な連携を図りながら、具体的に取組を進めます。
- ◇ また、市町村等と連携を図りつつ、本計画や市町村地域福祉計画を着実に推進するため、市町村地域福祉担当課長会議の開催等を通じて、市町村等と地域福祉に関する情報共有や意見交換、地域福祉施策に関する協議、検討を行います。
- ◇ さらに、外部有識者で構成する大阪府地域福祉推進審議会や民間団体、地域住民等の意見を聴きながら、オール大阪体制で本計画を推進します。

#### (2) 必要な財源確保

- ◇ 本計画に基づく具体的な取組を進める上で必要な財源については、厳しい財政状況を勘案し、国庫補助・国庫負担制度や基金の活用等をはじめ、公民協働における取組や多様な主体におけるネットワーク等のマンパワーの活用など、創意工夫を凝らした手法を検討します。

### 2. 計画の進捗管理

毎年、本計画における取組状況のとりまとめ、管理を行い、大阪府地域福祉推進審議会へ報告を行うとともに、その内容を大阪府ホームページ等で公表します。

なお、とりまとめにおいては、PDCAサイクルをしっかりと回し、点検・評価を行います。さらに、審議会の意見や社会・経済情勢等を踏まえ、必要に応じて、本計画内容を見直します。